

逗子市火災予防条例の一部が改正されました。

— 多数の者の集合する催しにおける火災予防について —



《条例改正に至る背景》

平成25年8月の京都府福知山市の花火大会火災を受け、祭礼、縁日、花火大会、展示会などの多数の来場者等が集まるイベント等における火を使用する器具等の取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における防火管理体制の構築を図るため、火災予防条例の改正を行いました。

1 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準に関する事項 [逗子市火災予防条例第18条～第22条]

「対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して使用する場合に消火器の準備をした上で使用すること。」

◎ 多数の者が集合する催しにおける消火器の準備について

対象火気器具等を使用する露店等が1店舗以上あるものは、迅速な初期消火作業と被害拡大防止の観点から対象火気器具等を使用する露店等1店舗につき1本以上消火器を準備することを義務付けました。ただし、近親者のみが参加するバーベキューや父母会等が主催するもちつき大会など、相互に面識のある人が参加する催しなどは、消火器設置義務の対象外となりますが、もしもの場合に消火器など消火の準備をお願いします。

※ 上記のただし書きに該当する場合でも、一般に開放するなど、関係のある人以外が参加する場合は、消火器設置義務の対象となります。

※ 対象火気器具等とは、液体、固体、気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具などで、火を使用する器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある器具をいいます。

主な対象火気器具の例



◎ 設置する消火器について

粉末ABC消火器で、ラベルに「業務用消火器」と記されているもので、3型以上のものとします。

腐食や破損がある不適切な消火器は使用しないでください。

※ 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に規定する消火器のうち、能力単位1以上のものとします。



◎ 露店等の開設届について [逗子市火災予防条例第45条第6号]

多数の者が集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する屋台や露店などを開設しようとする場合は、事前に消防署へ「露店等の開設届出書」に露店等の開設場所及び消火器の設置場所等の略図を添付し、届け出をしてください。

なお、多数の露店等が開設される場合は、個々の露店主が個別に届け出るのではなく、代表者等が取りまとめ消防署へ届け出てください。

2 指定催しの指定 [逗子市火災予防条例第42条の2]

祭礼、縁日、花火大会等の催しのうち、大規模なものについては、会場に多数の者が集合し、混雑が生じることで、火災発生時の消火及び避難が困難になり、被害を拡大させるおそれがあります。特に多数の対象火気器具等を使用する催しにおいては、火災危険が高まり、重大な被害を招くおそれがあるため、こうした催しの主催する者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制を構築することを義務付けました。

※ 大規模なものとして消防長が別に定める要件について

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、道路その他の場所を会場として開催する催しで、主催する者が出店を認める露店等の数が50店舗を超える催しとして計画されている催し
- (2) 前項に準ずる催しで、地理的条件等により、火災が発生した場合に人命及び財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると消防長が認める催し

3 屋外催しに係る防火管理 [逗子市火災予防条例第42条の3]

「指定催し」の主催する者は、防火担当者を定め、催しを開催する14日前までに火災予防上必要な業務に関する計画を作成させて、消防機関に提出しなければなりません。

4 罰 則 [逗子市火災予防条例第49条、第50条]

「指定催し」の主催する者で、火災予防上必要な業務に関する計画提出書を消防機関に提出しなかった場合、罰則（30万円以下の罰金）が科せられます。

問合せ 消防本部消防予防課

Tel:046-871-4326

E-mail:yobou@city.zushi.kanagawa.jp